

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更等
- 生活保護法による指定医療機関の休止等
- 生活保護法による医療機関の指定
- 保険医療機関等の指定
- 保険医等の登録
- 農用地利用増進規程の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地処分
- 土地収用法による土地の立入り(二件)
- 開発行為に関する工事の完了(四件)
- 収納取扱金融機関の指定の一部改正

告 示

鳥取県告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による赤碕地区山川工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 町及び字の名称	同上の区域(昭和五十三年五月一日現在の地番による。)
大字山川字寺ノ条	大字山川字寺ノ条の全域、大字山川字寺地、二四の一、二四の三、二五の二から二五の五まで、二八の二、二九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇、三一及び三一の一と一体をなす国有地の一部、大字山川字中村一四〇の一、一四二の一、一四二の二、一四三、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九から一五一まで、一五二の一、一五二の二、一五二の九、一五三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山川字東山根一五四から一五六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七及び一五九と一体をなす国有地
大字山川字寺地	大字山川字寺地のうち二四の一から二四の三まで、二五の一から二五の五まで、二六、二七、二八の一、二八の二、

大字山川字前村	<p>二九の一から二九の三まで、三〇、三一、三二の一、九三九、九四〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字山川字中村	<p>大字山川字前村の全域、大字山川字寺地二四の二、二五の一、二六、二七、二八の一、二九の一、二九の二、三〇、三一、三二の一、九三九、九四〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三一、三二の一、三三、三三の一及び九三九と一体をなす国有地並びに大字山川字中村一五二の四、一五二の六、一五二の八、一五三の一、一五三の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字山川字東山根	<p>大字山川字中村のうち一四〇の一、一四二の一、一四二の二、一四三、一四四の一、一四四の二、一四五の一、一四六の一、一四七の一、一四八の一、一四九から一五一まで、一五二の一、一五二の二、一五二の四、一五二の六、一五二の八、一五二の九、一五三の一、一五三の二、一五三の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
大字山川字外垣	<p>大字山川字東山根のうち一五四から一五六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七及び一五九と一体をなす国有地以外の区域</p>
大字山川字外垣	<p>大字山川字外垣の全域、大字山川字東海中の全域、大字山川字西屋敷二四一の五、二四一の六及び二四一の七、大字山川字西海中二六七の三、二六九の一から二六九の三まで、二七一から二七三まで、二七四の一から二七四の九まで</p>

大字山川字西屋敷	<p>で、二七五、二七六の一から二七六の三まで、二七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の二、二六八、二六九の二及び二七七の一と一体をなす国有地の一部並びに大字山川字檜原三二〇の一、三二〇の二、三二一の二、三二一の四、三二一の五及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字山川字檜原	<p>大字山川字西屋敷のうち二四一の五、二四一の六及び二四一の七以外の区域</p>
大字山川字西海中	<p>大字山川字檜原のうち三二〇の一、三二〇の二、三二一の二、三二一の四、三二一の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
廃止する字名称	<p>大字山川字東海中</p>
大字山川字東海中	<p>大字山川字西海中のうち二六七の三、二六九の一から二六九の三まで、二七一から二七三まで、二七四の一から二七四の九まで、二七五、二七六の一から二七六の三まで、二七七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二六七の二、二六八、二六九の二及び二七七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第九十三号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を休止し、又は廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	休、廃止年月日
巨島医院福部分院	岩美郡福部村細川 六六三番地五	昭和四十二年五月三十一日
蒲生診療所	岩美郡岩美町蒲生九三	昭和四十五年十一月二十五日
福部村国民診療所	岩美郡福部村細川 六六八番地	昭和四十七年一月一日
小杏畑林療院	岩美郡岩美町本庄 四九八番地	昭和四十年三月二十九日
中山医院分院	八頭郡郡 町大字久能寺	昭和四十一年七月三十日
若桜町国民健康保険直営診療所	八頭郡若桜町大字岩屋堂 一三三番地	昭和四十三年三月三十一日
私都診療所	八 郡郡家町大字麻生	昭和四十五年三月三十一日
南中尾医院	八頭郡若桜町中町	昭和四十九年十二月五日
中尾医院	八頭郡若桜町大字若桜 四二〇番地	昭和五十一年七月三十一日
岡垣医院	鳥取市今町一丁目	昭和五十三年十一月三十日

国民健康保険直営 神戸診療所	鳥取市中砂見 三七一番地一	昭和四十一年三月三十一日
前田医院	鳥取市行徳い四六五番地	昭和五十三年十一月三十日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目 二〇九番地	昭和五十三年一月四日
伊藤医院	東伯郡北条町江北	昭和五十一年四月二十二日
東伯町国民健康 古市庄診療所	東伯郡東伯町古長	昭和三十五年二月一日
羽合町国民健康 保険診療所	東伯郡羽合町長瀬	昭和四十六年九月三十日
伊王野医院	東伯郡泊村園	昭和五十二年八月二十一日
仲倉医院 小鴨出張所	倉吉市河原 三九三番地七	昭和四十八年三月三十一日
野々村医院	米子市車尾八二五番地	昭和四十六年七月一日
日南町国民健康保 險直営福栄診療所	日野郡日南町福塚 一一八四番地	昭和四十七年四月一日
三代齒科医院	倉吉市上井町二丁目二	昭和五十三年三月二十四日
熊野齒科医院	倉吉市西町二六八二番地	昭和五十二年六月三十日
倉繁齒科医院	倉吉市魚町二五一八番地	昭和四十七年三月三十一日
衣笠薬局	八頭郡郡家町別付 一四九番地八	昭和五十三年七月三十一日
前田薬局	岩美郡岩美町新井 三七八番地四	昭和四十五年十二月三十一日
津村薬局	岩美郡岩美町岩井 五一四番地	昭和三十六年十月三十一日

鳥取県告示第九十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づ

ウチダ薬局	日野郡溝口町溝口	昭和五十二年四月十一日
川人回生堂薬局	米子市茶町一七番地	昭和五十二年五月三十一日
カクパン薬局	米子市角盤町二丁目 一四番地三	昭和五十二年九月三十日
家森薬局	東伯郡赤碓町出上 一八七番地一	昭和五十二年十月二十六日
崎山薬局	東伯郡東伯町徳方 三〇三番地一	昭和四十八年六月二日
トイゴ薬局	東伯郡東郷町松崎旭	昭和五十二年五月一日
岩間薬局	倉吉市瀬崎町 二七七一番地	昭和五十一年十二月三十一日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目 二一五番地	昭和五十一年七月八日
平井薬局	鳥取市元大工町四七番地	昭和五十二年三月十三日
株式会社 乾薬局	鳥取市御弓町五六番地	昭和五十三年五月十六日
だるま薬局	鳥取市東町三丁目 一八五番地	昭和四十四年三月一日
大谷薬局	気高郡青谷町青谷 四〇二一番地三	昭和四十五年四月七日
高橋薬局	気高郡青谷町浜町 三七六八番地	昭和四十一年九月十日

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
足立眼科医院	鳥取市今町二丁目 一二六番地	昭和五十三年十二月一日
伊藤医院	東伯郡北条町江北八一番地	"
熊野歯科医院	倉吉市西町二六八二番地	"
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目 八番地二一	"
倉繁歯科医院	倉吉市魚町二五一八番地	"
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八番地五	"
新納歯科医院	米子市角盤町四丁目 一六一番地	"
イヌイ薬品株式会社	鳥取市御弓町五六番地	"
平井薬局	鳥取市元大工町四七番地	"
家森薬局	東伯郡赤碓町赤碓 二〇一番地六	"
崎山薬局	東伯郡東伯町徳方 三〇三番地一	"
岩間薬局	倉吉市瀬崎町二七七一番地	"

小林薬局 上井店	倉吉市上井二三番地四	"
川人薬局	米子市茶町二番地	"
梶川薬局	八頭郡智頭町智頭 一六六四番地	"

鳥取県告示第千九十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
越智内科医院	米子市加茂町一十九	昭和五十三年十二月十日
南家医院	境港市渡町一六二	昭和五十三年十二月八日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町用瀬三六八	"
船木歯科医院	東伯郡東伯町大字徳方 字西垣一七三四一	昭和五十三年十二月十三日
米子薬局	米子市茶町六五	昭和五十三年十二月一日
米田薬局	東伯郡大栄町由良宿 一一五六	"

鳥取県告示第千九十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ第五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河田知啓	鳥医第二、三二七号	昭和五十三年十一月二十七日
坂本雅彦	鳥医第二、三二八号	"
徳島武	鳥医第二、三二九号	"
浅川庄二	鳥医第二、三三〇号	昭和五十三年十一月三十日
山口春美	鳥医第三六六号	昭和五十三年十一月二十九日
長谷川昭子	鳥医第三九一号	昭和五十三年十二月一日

鳥取県告示第千九十七号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の三第一項の規定に基づき、農用地利用増進規程の認可をしたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

認可に係る農用地利用増進規程	認可の年月日	農用地利用増進規程を備え置く 町の事務所の所在地
国府町農用地利用増進規程	昭和五十三年 十二月八日	岩美郡国府町大字町屋 国府町役場
若桜町農用地利用増進規程	〃	八頭郡若桜町大字若桜 若桜町役場
東伯町農用地利用増進規程	〃	東伯郡東伯町大字法方 東伯町役場

鳥取県告示第九十八号

昭和五十三年九月十八日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（井手地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十三年十二月十六日から二十六日間
- 三 縦覧に供する場所
青谷町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町から同町が行う土地改良事業に係る赤碕地区山川工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線国鉄上石見線、根雨線及び上管線新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
日野郡日野町大字下黒坂、大字下菅、大字中菅、大字根雨、大字野田、大字津地、大字安原及び大字上管並びに同郡日南町大字花口、大字神戸上、大字上石見及び大字中石見地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年十二月十五日から昭和五十五年十二月十四日まで

鳥取県告示第千一百一十号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)に基づく電気工作物(水力発電所)の設置

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字八河谷、大字芦津、大字大呂、大字西野、大字大内、大字郷原、大字毛谷、大字篠坂、大字南方、大字智頭及び大字市瀬地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十三年十二月十五日から昭和五十五年十二月十四日まで

鳥取県告示第千一百一十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年

法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年四月十八日 鳥取県指令受米土維第三百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢十六

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二八七番地二

鳥取中央三菱自動車販売株式会社

代表取締役 持田友延

鳥取県告示第千一百一十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月一日 鳥取県指令受都計第九百九十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字財ノ木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市田園町四丁目三六〇番地

エヌ・ケイ・テイ興産株式会社
代表取締役 満倉淳吉

鳥取県告示第千四百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年一月二十五日 鳥取県指令受都計第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字当成及び字当成東

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市東灘区甲南町四丁目一三番一五号

愛和建设興業株式会社

取締役社長 谷岡治夫

鳥取県告示第千五百号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年七月二十九日 鳥取県指令受都計第八十号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字七郎兵衛開ノ式

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西伯郡淀江町淀江五五番地 長谷川 正

企 業 告 示

鳥取県企業告示第三号

昭和五十三年八月鳥取県企業告示第一号（収納取扱金融機関の指定について）の一部を次のように改正する。

なお、米子東支店に関する部分は、昭和五十三年十二月二十日から施行する。

昭和五十三年十二月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

表中

米子駅前支店

米子市東町

を

米子駅前支店

米子市

明治町

に、

旗ヶ崎支店

米子市旗ヶ崎

を

旗ヶ崎支店

米子東支店

米子市旗ヶ崎

米子市中島

に、

境南支店

境港市明治町

を

境南支店

誠道支店

境港市明治町

境港市誠道町

に改める。